

令和元年11月1日

職 員 各 位

八幡市長 堀 口 文 昭

## 令和2年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第5条の規定に基づき、令和2年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知する。

### 1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

#### (1) 社会経済の状況

日本経済の現状については、雇用環境や企業収益の改善など回復基調が続いていると言われている。その一方で、中長期的には、進行する少子高齢化による人口減少や大規模な自然災害等が経済成長への大きな壁となっているとされており、「令和」という新たな時代を迎えて、それら様々な課題を次世代に積み残すことのないよう克服していくことが必要である。

そのため、経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生に寄与するような好循環を実現するには、次世代を見据えた行政サービス等への取組や成長力の強化に向けた施策を加速化させることが急務となっている。

さらに、近年頻発している自然災害への対応も大きな課題であり、今後も発生し得る被害を軽減させる取組を一層推進していくことが求められている。

#### (2) 国予算の動向

国の令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、引き続き歳出改革の取組を継続することとされている。総務省が8月に公表した令和2年度地方財政収支見通しの仮試算においても、昨年度と同様に「国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組む」ことを前提とした地方一般財源総額の確保の見通しが示されている。地方一般財源総額については、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが明記されるとともに、消費税率引き上げに伴って地方交付税が対前年度比4.0%増と試算されているものの、その一方で、高齢化に伴う社会保障費の増加や幼児教育・保育無償化の影響を見込んで、

一般行政経費が4.5%の増となっていることから、安定的な税財政基盤の確保が引き続き課題となっている。

なお、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に伴う歳出増や、最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講ずるとされていることについては、今後、国の予算編成過程において検討されることとなっている。

## 2 本市財政の状況

### (1) 中期財政見通しを踏まえた現状認識

平成29年12月に策定した中期財政見通しにおいては、収支の均衡を図ることが年々厳しくなると推測し、全体の収支不足額が令和4年度時点で約25億円に上ると見込んだ。こうした状況を踏まえ、平成30年度においては、本格的な収支不足に陥る前に行財政改革を実施し、さらに令和元年度においても、事務事業の見直し等を行うことにより新総合計画の推進に必要な財源を確保したところである。

しかしながら、義務的経費を中心とする経常歳出は、毎年2億円程度の増加を続けており、歳入面においても、市税収入の減少は続いており、地方交付税への依存度が高い状況は依然として変わっていない。平成30年度決算では経常収支比率が95.0%と前年度から2.7ポイント改善したが、この主な要因はたばこ税の大幅増であるため、安定した財源とは言い難い。さらに、歳出面では会計年度任用職員制度の開始や新庁舎整備費用の負担本格化など、令和4年度時点で15億円程度、令和5年度では21億円程度の収支不足が見込まれることとなるため、本市財政の現状認識は引き続き綱渡りであり、警戒モードにあると言わざるを得ない。

### (2) 令和2年度の見通し

令和2年度については、生産年齢人口の減少が続くことから、市税収入自体は減少が見込まれる。国においては地方一般財源総額の令和元年度水準を確保する見通しが示されており、消費税率引き上げによる交付税増が見込まれるものの、高齢化に伴う社会保障費の増加や幼児教育・保育無償化の影響、加えて会計年度任用職員制度の実施による一層の歳出増が予想されることから、現時点においては財政収支の改善は大きく期待できない。

また、近年は度重なる自然災害への対応を余儀なくされており、その備えを十分に行っていく必要がある。

これらの結果から、歳出の重点化と財源確保の取組を継続して行うことが必要である。

### 3 予算編成にあたっての基本的な考え方

こうした状況を踏まえ、令和2年度においては、第7次行財政改革を確実に実現するとともに、第5次総合計画の推進に必要な財源を確保することを基本とした上で、次世代を見据えた行政サービス等への取組や、本市の潜在力を着実な成長に結びつける施策の推進が求められている。経済再生が安定財源を涵養することで財政健全化に貢献し、財政健全化の進展がさらなる本市経済の再生に寄与するような好循環を実現するためにも、既存事業の見直しを前提とした事業の再構築を図ることで、持続可能な財政構造の確立と本市が目指すべき将来都市像の構築の両立を図ることとし、具体的には次に掲げる方針に基づき予算編成を行うこととする。

#### (1) 第7次行財政改革の強力な推進

歳入と歳出のバランスを維持していくことがより一層厳しくなることが予想される中、第7次行財政改革実施計画に取り組むことで、その取組の成果を予算に反映させ、必要な財源を確保することとし、平成30年10月25日付けの答申にも明記されている以下の点に主眼を置くこととする。

##### ① 持続可能な行財政構造の確立

###### 【自主財源の確保】

行財政運営に必要な歳入を得るために、自主財源の確保を目的として、未収金対策の推進、未利用資産の売却、新たな財源の確保、受益者負担の適正化への不断の取組が必要であり、本格的に歳入確保の取組を全庁あげて促進させる。

###### 【歳出の抑制】

人口の減少・年齢構成の変化に対応した公共サービスの提供を行う必要があるが、市単独事業や国、府の基準以上に実施をしている事業については、再評価を行うことで必要な見直しを行うこととする。また、公共・公用施設

については、利用ニーズを踏まえた検証を行う必要があり、一層の有効活用の観点も含めて見直しを図ることとする。

特に、第5次総合計画を着実に推進するに当たり、新たな事業を展開する場合においては、必ず既存事業の見直しを行い、必要な財源の確保に努めること。

### ② 多様な担い手による行政サービスの提供

限られた職員での業務執行となることから、民間事業者が業として行っている業務を中心に外部委託の導入や、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築するなど、業務の担い手を今一度検討すること。

### ③ 効率的・効果的な市民サービスの提供

市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果の視点と「最少の経費で最大の効果を上げる」という効率の視点が重要であり、自治体運営の基本原則でもある。職員提案制度の積極的な活用など、人材育成や意欲の向上といった観点も含めて、「行政の生産性」向上の取組を進めること。

## (2) 第5次総合計画の着実な推進

令和となって初めての予算編成である令和2年度は、スタートを切った第5次総合計画を着実に前へ進める年である。本格的な人口減少社会と超高齢社会の到来により、次の時代に対応する新しい視点と行動が必要となっており、そういう認識のもとに策定された第5次総合計画の将来都市像と6つの基本目標に向かって着実な取組の推進を図る必要がある。

具体的には、中長期的な視点から市政運営に大きな影響を与える課題については、現在の財政状況と今後の財政見通しを踏まえた課題解決の方策を検討することとし、また、限られた職員数の中で増加する行政ニーズをどのように解決するかという視点からの次世代を見据えた行政サービス等の取組や、税源涵養の視点からの潜在力を成長に結びつける施策の推進についても、遅滞なく着手すること。

なお、上記のことに加え、多発する自然災害を踏まえ、基本目標達成には災害への備えや減災対策の強化が欠かせないことから、総合計画の着実な推進を図るためにも災害に強いまちづくりの促進にも十分配慮することとする。

**上記(1)及び(2)の取組を実践することで、災害復旧・減災対策に要す**

**る経費及び義務的経費を除く経費について、原則一般財源ベースで前年度当初予算額と同額程度を維持することとし、早期に持続可能な財政構造を確立することと、第5次総合計画の着実な推進を図ることとする。**

以上のことを踏まえた予算編成を行うことになるが、近年の行財政改革の成果を含め、これまで積み上げてきた各種の改善・見直しは確実にその効果を上げている。一方で、行財政を取り巻く環境は依然として予断を許さず、また市の役割も益々その重要性を増していることから、「一步前へ」の姿勢で第5次総合計画の着実な推進を図る必要がある。市民協働を基本に、「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～」の実現に向けた職員一丸となった取組を強く期待する。